

○実習助手の呼称、理科実習教員資格認定証及び理科実習教員資格認定講座に関する要領

平成2年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市立学校管理運営に関する規則（昭和33年新潟市教育委員会規則第1号）第51条第2項の規定に基づき、実習助手の呼称、理科実習教員資格認定証及び理科実習教員資格認定講座に関する事項を定めるものとする。

(呼称要件)

第2条 呼称要件については、それぞれ次のとおりとする。

(1) 実習教諭 次に定める要件をすべて満たした者のうち、学校長の内申に基づき委員会の承認を得た者について「実習教諭」と称することができるものとする。

ア 担当する教科の普通免許状を有する者

イ 年齢が35歳以上である者

ウ 教育職俸給表（1）の1級19号を超えている者

エ 勤務成績が良好である者

オ 委員会が定める選考試験に合格した者

(2) 実習教員 直前の3月31日現在で、次に定める要件をすべて満たした者のうち、学校長の内申に基づき委員会の承認を得た者について「実習教員」と称することができるものとする。

ア 委員会がこの要領の第4条に定める実習教員資格認定証を有する者

イ 年齢が46歳以上である者

ウ 教育職俸給表（1）の1級31号を超えている者

エ 勤務成績が良好である者

オ 委員会が定める選考試験に合格した者

(理科実習教員資格認定証)

第3条 理科実習教員資格認定証に関する必要な事項を次のように定めるものとする。

(1) 認定証は、高等学校の理科実習助手で別表1の第1欄に掲げる基礎資格を有し、同表第2欄及び第3欄の要件を満たした者に対して委員会が授与する。

(2) 別表1の第3欄に規定する修得することを必要とする単位については別表2のとおりとする。

ただし、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状を有する者は別表2に定める教職専門教育科目5単位を修得したものとみなす。

(理科実習教員資格認定講座)

第4条 理科実習教員資格認定講座の実施に関し必要な事項を次のように定めるものとする。

(1) 講座内容

ア 理科実習教員資格認定教科講座

科目	内容	単位数
物理	教科に関する講義、演習、実験等	1
化学	教科に関する講義、演習、実験等	1
生物	教科に関する講義、演習、実験等	1
地学	教科に関する講義、演習、実験等	1

教育工学	教科に関する講義，演習，実験等	1
------	-----------------	---

(注) 1単位は3日間，延べ15時間以上とする。

イ 理科実習教員資格認定教職講座

科目	単位数
<ul style="list-style-type: none"> ・教育の本質及び目標に関する科目 ・幼児，児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 ・教育に係る社会的，制度的又は経営的な事項に関する科目 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目 	左のうち2科目以上 4
<ul style="list-style-type: none"> ・教科教育法に関する科目 ・特別活動に関する科目 	左のいずれかの科目 1

(2) 単位の認定

所定の時間数を出席し，成績審査に合格した者は，当該科目についての単位を学校人事課長が認定する。

(3) 受講料

受講料は徴収しない。

(4) その他

ここに定めるもののほか，講座に必要な事項は毎年度別に定める。

(委任)

第5条 この要領によりがたいときは，別に委員会が定めるものとする

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。